公立大学法人埼玉県立大学非常勤講師就業規則

平成２２年４月１日
規 則 第 ２ ４ 号

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　任免
　第１節　採用（第５条－第７条の３）
　第２節　退職（第８条・第９条）
　第３節　解雇（第１０条－第１３条）
第３章　給与（第１４条－第１７条）
第４章　服務（第１８条－第２０条）
第５章　勤務日及び勤務時間（第２１条－第２３条）
第６章　出張（第２４条・第２５条）
第７章　懲戒等（第２６条）
第８章　災害補償（第２７条）
第９章　在宅勤務（第２８条）
第１０章　雑則（第２９条）
附則

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規則は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成２２年規則第２２号。以下「職員就業規則」という。）第３条第３項に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に勤務する非常勤講師の労働条件、服務規律その他の就業に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において「非常勤講師」とは、法人と１年以内の期間を定めた労働契約を結び、常時勤務しない者で、本学の授業を担当する講師をいう。

（法令との関係）

第３条　この規則及びこれに付随する諸規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和２２年法律第４９号。以下「労基法」という。）、その他の関係法令及び法人の他の規程の定めるところによる。

（規則の遵守）

第４条　法人及び非常勤講師は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

第２章　任　免

第１節　採　用

（採用）

第５条　非常勤講師の採用は、選考により行うものとする。

２　法人に非常勤講師として採用されることを希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一　履歴書

二　その他法人が必要と認める書類

3　非常勤講師として採用された者は、前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、その都度速やかに法人に届け出なければならない。

（労働条件の明示）

第６条　法人は、非常勤講師の採用に際しては、あらかじめ、この規則を提示するとともに、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

一　給与に関する事項

二　就業の場所及び従事する業務に関する事項

三　労働契約の期間に関する事項

四　勤務時間及び勤務日等に関する事項

五　退職に関する事項（解雇の事由も含む。）

（任期及び更新）

第７条　非常勤講師の労働契約期間（以下「任期」という。）は、１年以内とする。ただし、任期の末日は、採用された日の属する年度の末日を超えることはできないものとする。

２　法人は、任期満了時の業務量及び当該非常勤講師の能力並びに法人の経営状況等を勘案し、前項に定める非常勤講師の任期を更新することができる。

３　非常勤講師の任期の更新は、最初の採用日から起算して５年を超えないものとする。

４　前項における５年の通算期間には、過去に法人との間で締結された有期労働契約期間（労働契約法(平成１９年法律第１２８号)第１８条第２項の規定により算入しないこととされた期間を除く。）を通算するものとする。

５　法人は、特に必要があると認める非常勤講師について、第３項の規定にかかわらず、別の定めをすることができる。

（無期労働契約への転換）

第７条の２　前条第５項の規定により、通算の任期（前条第４項に定める「通算期間」と同じ。）が５年を超える非常勤講師は、無期労働契約転換申込書（様式第１号）を提出することにより、現在締結している労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）での雇用に転換することができる。

２　法人は、前項の規定による申出を受理したときは、無期労働契約転換申込受理通知書（様式第２号）により、速やかに申出者本人に通知するものとする。

３　第１項の規定により、無期労働契約に転換された者の労働条件については、本規則に定める労働条件（任期を除く。）を引き続き適用するものとする。

（定年）

第７条の３　非常勤講師の定年は、満６５歳とする。

２　法人は、特に必要と認められる非常勤講師について、前項の規定にかかわらず、別に定めることができる。

第２節　退　職

（退職）

第８条　非常勤講師は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職する。

一　退職を申し出て、法人から承認されたとき　法人が退職日と承認した日

二　定年に達したとき　定年に達した日以後最初の３月３１日

三　任期が満了したとき　任期満了日

四　死亡したとき　死亡した日

（自己都合による退職手続き）

第９条　非常勤講師は、退職しようとするときは、退職を予定する日の３０日前までに文書をもって法人に願い出て承認を得なければならない。

第３節　解　雇

（解雇）

第１０条　法人は、非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

一　勤務成績が著しく不良なとき。

二　心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三　天災時変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が困難となったとき。

四　事業の縮小、組織の改廃、その他やむを得ない業務上の事由があるとき。

五　前各号に定めるもののほか、その職務に必要な適格性を欠くとき。

２　法人は、非常勤講師が禁錮以上の刑に処せられた場合は、解雇する。

３　法人は、前項について、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により特に必要と認めたときは、解雇しないことができる。

４　法人は、前項の規定により、解雇されなかった非常勤講師がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、解雇する。

（解雇制限）

第１１条　法人は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が困難となった場合で、労基法第１９条第２項の規定により行政官庁の認定を受けた場合はこの限りでない。

一　業務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため休業する期間及びその後３０日間

二　労基法第６５条に規定する産前産後の休業期間及びその後３０日間

（解雇予告）

第１２条　法人は、非常勤講師を解雇するときは、少なくとも３０日前に予告するか、又は労基法第１２条に規定する平均賃金(以下「平均賃金」という。)の３０日分の解雇予告手当を支給するものとする。ただし、労基法第２０条第１項ただし書後段に規定する事由に係る所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合は、この限りではない。

２　前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することがある。

（退職後の責務）

第１３条　退職し又は解雇された者は、法人から借用している物品を速やかに返還し、法人に対する債務があるときはそれを遅滞なく完済しなければならない。

２　退職し又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

３　退職し又は解雇された者は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、法人の許可を受けなければならない。

第３章　給　与

（給与）

第１４条　非常勤講師の給与は、報酬及び通勤手当とする。

（報酬）

第１５条　報酬は、時間給とし、個別に決定するものとする。

（通勤手当）

第１６条　通勤手当については、公立大学法人埼玉県立大学非常勤職員就業規則（平成２２年規程２３号。以下「非常勤職員就業規則」という。）の規定を準用する。

（給与の支給）

第１７条　非常勤講師の給与は、その全額を現金で、直接非常勤講師に支払う。ただし、法令又は労

基法第２４条第１項の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定に定められる金額を控除して支払う。
２　前項の給与は、非常勤講師から申し出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への振込みにより支払う。
３　非常勤講師の給与は、月の初日から末日までを計算期間とし、その支払日は、その月の翌月末日とする。ただし、その日が週休日及び休日に当たる場合は、その直前の週休日及び休日以外の日とする。

第４章　服　務

（守秘義務）
第１８条　非常勤講師は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
２　非常勤講師が法令による証人、鑑定人等になり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、法人の許可を受けなければならない。
（倫理）
第１９条　非常勤講師は、職務に係る倫理を遵守しなければならない。
２　非常勤講師の倫理については、公立大学法人埼玉県立大学職員倫理規程（平成２２年規程第２３号）の規定を準用する。
（ハラスメントの防止等）
第２０条　非常勤講師のハラスメントの防止等に関し必要な事項は、公立大学法人埼玉県立大学ハラスメント等の防止及び対策に関する規程（平成２２年規程第１０号）の規定を準用する。

第５章　勤務日及び勤務時間

（勤務日及び勤務時間）
第２１条　非常勤講師の勤務日及び勤務時間は、採用の際に個別に労働契約で定める。
２　前項の規定にかかわらず、業務の都合その他やむを得ない事情により勤務日、始業及び終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げることがある。
（休日）
第２２条　非常勤講師の休日は、個別に労働契約で定める。
２　法人は、業務の都合上必要があると認められる場合には、前項に定める休日を他の日に振り替えることができる。
（年次有給休暇）
第２３条　非常勤講師の年次有給休暇は、非常勤職員就業規則の規定を準用する。

第６章　出　張

（出張）
第２４条　法人は、業務上必要がある場合は、非常勤講師に出張を命ずることができる。
２　出張を命ぜられた非常勤講師が出張を終えたときには、速やかにその旨を法人に報告しなければならない。
（旅費）
第２５条　非常勤講師が出張を命ぜられた場合の旅費に関し必要な事項は、公立大学法人埼玉県立大学職員の旅費に関する規則（平成２２年規則第２９号）の規定を準用する。

第７章　懲戒等

（懲戒等）

第２６条　非常勤講師の懲戒等に関し必要な事項は、非常勤職員就業規則の規定を準用する。

第８章　災害補償

（業務災害等）

第２７条　非常勤講師の業務上の災害及び通勤途上における災害については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の定めるところにより、補償を行う。

第９章　在宅勤務

（在宅勤務）

第２８条　非常勤講師は、在宅勤務をすることができる。

２　在宅勤務に関し必要な事項は、別に定める。

第１０章　雑　則

（職員就業規則等の準用）

第２９条　この規則に定めるもののほか、非常勤講師の就業に関し必要な事項は、職員就業規則及び非常勤職員就業規則の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。なお、第７条３項については施行日以降の最初の採用日から起算する。

附　則

（施行期日）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規則は、令和元年１２月２４日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第７条の２関係）

無期労働契約転換申込書

年　　月　　日

公立大学法人埼玉県立大学理事長　様

所　属
氏　名

公立大学法人埼玉県立大学非常勤講師就業規則第７条の２第１項に基づき、期間の定めのない労働契約への転換の申込みをします。

様式第２号（第７条の２関係）

無期労働契約転換申込受理通知書

年　　月　　日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長

あなたから　　年　　月　　日に提出された無期労働契約転換申込書を受理しましたので通知します。

無期労働契約への転換は、　　年　　月　　日からとなります。